

宇城市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)、宇城市下水道条例(平成17年宇城市条例第169号。以下「条例」という。)及び宇城市下水道条例施行規程(令和2年宇城市水道事業管理規程第5号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、法第24条の規定に基づき公共下水道の事業計画に係る区域外から公共下水道へ汚水の流入をすることについて、許可を受けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域 法第4条第1項の規定に基づき本市が定めた公共下水道の事業計画に係る区域をいう。
- (2) 区域外流入 区域外から本市の公共下水道排水施設に汚水を排除することをいう。
- (3) 法令等 法、令、条例、規程その他の区域外流入に関する法令等をいう。

(許可基準)

第3条 市長は、次に掲げる基準の全てを満たすものについて、区域外流入の許可をすることができる。

- (1) 公共下水道管渠(公共下水道事業計画で主要な管渠に位置付けられている管渠及び圧送管路を除く。)が埋設されている道路に接していること。
- (2) 汚水を自然流下により公共下水道に流入させることができること。
- (3) 公共下水道施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (4) 排水設備(法第10条第1項に規定する排水設備をいう。次号において同じ。)の構造が法令等に定める基準に適合していること。
- (5) 排水設備から排除される汚水の水質が法令等に定める基準に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、公益上特に必要があると市長が認めるものについては、令第17条に定める技術上の基準及び宇城市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例に適合するものであるときは、法第24条第2項の規定により、区域外流入を許可することができる。

(許可申請)

第4条 区域外流入の許可を受けようとする者は、公共下水道区域外流入許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(許可の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、第3条の規定に照らして適当と認めるときは、区域外流入の許可決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により許可決定をしたときは、前条の申請をした者に対し、公共下水道区域外流入許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による許可決定に条件を付することができる。

(変更の許可)

第6条 前条第1項の規定により区域外流入の許可決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、同項の決定後、当該決定を受けた区域外流入の内容を変更しようとするときは、前2条の規定に準じて市長に申請し、許可を受けなければならない。

(工事の施工等)

第7条 利用者は、区域外流入施設の設置に係る工事を行うものとし、その費用を全額負担しなければならない。

2 公共ますの設置工事(開削工事に限る。)のみで流入が可能である場所については、市の負担により施工することができる。

3 第1項の規定による工事の施工は、法令等及び市長の指示に基づくとともに、宇城市競争入札参加資格者名簿に登録されている者が行わなければならない。

(工事の検査)

第8条 利用者は、前条の規定による工事が完了したときは、条例第8条の規定により、検査を受けなければならない。

(帰属及び管理)

第9条 利用者は、前条の規定による検査を受けた後、利用者が設置した公共ますまでの施設を市に無償で帰属するものとする。

2 前項の規定により帰属した施設は、公共下水道施設として市が維持管理を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

公共下水道区域外流入許可申請書

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住所
氏名
電話

㊟

公共下水道区域外流入の許可を受けたいので、宇城市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請所在地 宇城市
- 2 所在地面積 m²
- 3 利用者 住所
氏名
- 4 使用水の区分 水道水 井戸水 併用()
- 5 利用の目的 住宅 店舗 店舗併用住宅 事務所
その他()
- 6 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 計画平面、縦断、構造図
 - (3) 登記事項証明書及び公図の写し

様式第2号(第5条関係)

公共下水道区域外流入許可決定通知書

年 月 日

様

宇城市長



年 月 日付けで申請のあった公共下水道区域外流入について、宇城市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱第5条の規定により、次の条件を付して許可します。

1 許可所在地 宇城市

2 所在地面積 m²

3 利用者 住所

氏名

4 許可条件

- (1) 宇城市下水道条例、宇城市下水道条例施行規程及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 宇城市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱を遵守すること。
- (3) 市の指示により工事に係る書類及び図面を提出すること。